

ケアハウス共愛の里 利用契約書

「ケアハウス共愛の里」の施設長（以下、甲という）と、入居者（以下、乙という）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、国が定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき心身共に充実した明るい生活を送ることができるよう、乙がこの施設を利用すること、及びこの契約の定める各種のサービスを提供することを約し、乙はこれに対してこの契約の定めるところを承認し、必要な費用を支払うことを約した。

（遵守義務）

第2条 乙は、甲の提示する管理規程、入居心得及び、その他の諸規程を遵守するものとする。

（各種サービス）

第3条 甲が、乙に対して提供するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴の準備
- (3) 各種生活相談、助言
- (4) 自主活動の助言
- (5) 疾病、負傷災害等緊急時の援助
- (6) 定期的な健康診断と衛生環境の保全

（食事）

第4条 甲は入居者に対し1日3食を高齢者の健康に配慮して、食堂において提供する。

（入浴の準備）

第5条 甲は常に入浴設備を良好に管理し、入浴は週に3日以上とし、定められた時間に乙が利用できるよう入浴の準備を行う。ただし、各居室に設置されている入浴設備については乙が管理する。

（生活相談・助言）

第6条 甲は乙から要望があれば、常時各種の生活相談に応じ、適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行う。

2. 甲は乙が入居後、日常生活上の援助及び特別な介護を必要とする状態になった場合は外部の在宅サービスが導入できるよう、所要の措置を講ずるものとする。

3. 前項の場合の負担は、乙の負担とする。

(自主活動への協力)

第7条 甲は乙の生活が健康で明るいものとなるよう、必要に応じて助言を行うとともに乙が自主的に趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを実施する場合は、それが管理規程、入居者の心得等の諸規程に反しない限り乙に協力し、便宜を供するものとする。

(緊急時の対応)

第8条 甲は、乙に急病若しくは火災等緊急避難を要する事態が発生した場合に備えて常に万全の管理体制がとれるよう配慮する。

2. 乙の責に帰すべき理由により生じた事故については、甲はその責を負わないものとする。

(利用料等)

第9条 利用料の額については、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に基づき、生活費、事務費、管理費を合算した額を甲が個人別に算定して乙に通知する。

2. 前項に定めるもののほか、乙は電気、水道等の使用料を、その使用量に応じて甲に対して支払わなければならない。

3. 特別なサービスに要する費用は、その実費を乙の負担とする。

4. 利用料の改訂は、国の定める基準若しくは変更が生じた場合、それに基づき利用料の改訂をするものとする。甲は、改訂通知を乙に明示するものとする。

(利用料等の納入)

第10条 乙は、甲から第9条の利用料、使用料の通知請求されたときは、甲の定める期日までに指定する金融機関口座に支払うものとする。

(資料の提供)

第11条 乙は入居時及び甲の定める期日までに利用料認定に要する資料として、次の種類を甲に提出しなければならない。

- (1) 前年度の収入を証明する書類
- (2) 必要経費の認定に要する書類
- (3) その他甲が指定する書類

(身元保証人)

第12条 乙は、この契約に際し、身元保証人をたてるものとする。

2. 身元保証人は乙に債務不履行があったときは、連帯して履行する責務を負うものとする。また、管理規程により退居を求められた場合、また、必要な時には乙の身

柄を引き取る責を負うものとする。

3. 身元保証人の住所又は氏名を変更したいとき及び、身元保証人が死亡、禁治産者の宣告等で変更するときは、その旨を速やかに甲に通知しなければならない。

(造作、模様替え等の制限)

第13条 乙は原則として居室内の造作、模様替え等をしてはならない。

2. 乙はやむを得ざる事情によりその居室に造作、模様替えをするときは、甲に対しあらかじめ書面によりその内容を届け出て、甲の承認を得なければならない。その費用は乙が負担するものとする。

(居室内の補修)

第14条 乙はやむを得ず居室内の補修・改修をおこなうときは、事前に甲の承認を得なければならない。その費用は乙が負担するものとする。

2. 甲は、前項の補修・改修ができる部分の細目については、あらかじめ乙に通知するものとする。

(原状回復の義務)

第15条 乙の目的施設及びその備品について、乙の責に基づき汚損、破壊、若しくは滅失したとき、又は甲に無断でその居室の原状を変更したときは、直ちに自己の費用により原状回復するか、又は甲が定める代価を支払わなければならない。

2. 乙は、この契約を解除又は終了した場合において、乙の居室を明け渡すとき、修理若しくは取り替えを要する場合には、費用は乙が負担しなければならない。

(賠償責務)

第16条 天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により乙が受けた損害、災難については甲は一切の賠償責任を負わない。ただし甲の故意又は重大な過失による場合は、この限りではない。

(長期不在)

第17条 乙がその居室に1ヶ月以上不在となる場合には、乙が甲に対し、予めその旨を届け出る。

(立ち入り)

第18条 甲は居室の保全維持管理のために必要があると認められる場合には、乙の承諾を得ることなく居室に立ち入り、必要な措置をとることができる。

(契約の解除)

第19条 甲は乙が次の各号に該当したときは、1ヶ月間の予告期間をおいてこの契約を解除することができる。

- (1) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れのあるとき。
- (2) 金銭の管理、各種サービスの利用について、乙自身が判断できなくなったとき。
- (3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設での生活が著しい支障を与える恐れがあると認められたとき。
- (5) 利用料その他の費用等の支払いを怠って、その滞納額が3ヶ月に達したとき。
- (6) 不正の手段によって入居したとき及び提出書類等虚偽の事項を申告した場合。
- (7) 乙または乙の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等に対して、下記の例のようなハラスメント行為（身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント及びこれに類似するハラスメントを含む）を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず改めなかった場合

記

身体的ハラスメントの例：蹴る、叩く、つねる、引っかく、物を投げつける

精神的ハラスメントの例：大声で威嚇する、怒鳴る、契約以外のサービスを強要する

セクシャルハラスメントの例：必要なく手・足等を触る、性的な言葉を投げかける

カスタマーハラスメントの例：サービス提供範囲を超えた不当な要求

暴言や脅迫等による威圧的な言動

過度なプライバシー侵害

反復的な苦情や批判による圧迫

施設運営を妨害する行為

- 五 前項に関わらず、契約者または契約者の家族等が事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等に重大なハラスメント行為を行い、契約を継続することが困難と認められる時には、催告することなく直ちに解除することができる
- (8) その他、この契約の条項に反したとき、及び入居者の心得に違反し、甲の指示又は指導に従わない等、施設での生活が著しく不相当と認められたとき。
 2. 乙は、この契約を解除しようとするときは、30日以上予告期間をもって、甲の定める契約解除届を甲に提出するものとする。
 3. 乙はこの退居届を提出しないでこの居室を退居したときは、甲が乙の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日を経過した日をもって、この契約は解除されたものとみなす。
 4. 乙が病気療養等で3ヶ月以上居室を不在とする場合は、甲、乙協議してこの契約を解除することができる。

(利用料の返還)

第20条 この契約を解除して居室が明け渡されるときは、甲は乙に対して入居契約終了後速やかに利用料の未経過分を返還するものとする。返還は無利息とする。

(契約の終了)

第21条 この契約は乙が死亡したときに終了する。

2. この場合、甲は乙の所有物を善良なる管理者の注意をもって保管し、乙の身元保証人に連絡して一切の処置をさせるものとする。
3. 乙の身元保証人は前項の連絡を受けた場合は、15日以内にその所有物を引き取り、居室を明け渡さなければならない。
4. 明け渡しの期日が過ぎても、なお残置された所有物については、甲において処分できるものとし、それに要した費用は乙の身元保証人が負担するものとする。

(契約終了後の居室にかかる実費精算)

第22条 乙は契約終了日までに居室を甲に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日まで利用料等を甲に支払うものとする。

(誠意の処理)

第23条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて甲、乙協議し、誠意をもって処理する。

以上のとおり、甲、乙、身元保証人は記名捺印のうえ契約し、その証拠として甲、乙、身元保証人は本書を各1通ずつ保管する。

令和 7 年 6 月 1 日

理事長（甲）住所 名古屋市中川区下之一色町権野 108 番地 6
氏名 社会福祉法人 共愛会 ケアハウス共愛の里
理事長 横江 公美 ⑩

入居者（乙）住所
氏名 ⑩

身元保証人 住所
氏名 ⑩
(実印)